

今回は①「エチゾラムおよびゾピクロンの向精神薬指定に伴う投薬量の制限について」、②「該当する診療行為の算定がない歯科治療総合医療管理料（Ⅰ）の算定について」を掲載します。

診療報酬明細書  
(医科入院外)

平成 28 年 11 月分 県番:

医科:

1 医科 1 社保 1 単独 2 本外

公負①	公受①
公負②	公受②

保険者番号	給付割合
記号・番号	

区分	特記事項
氏名	
職務上の事由	

保険医療機関の所在地及び名称

傷病名	(1) 腰痛症 (2) 不眠症	診療開始日	(1) 平 23.06.17 (2) 平 28.04.11	転帰		診療日数	1 日	保険公①	1 日	保険公②	
1 1	初診										
1 2	再診	72 × 1 回	72								
	外来管理加算	×									
	時間外	×									
	休日	×									
	深夜	×									
1 3	医学管理		10								
1 4	往診										
	夜間										
	深夜・緊急										
	在宅患者訪問診療										
	在宅その他薬剤										
2 0	21 内服薬	30 - 60 単位	30 - 60								
	22 内服薬	1 回	9								
	23 外用薬	単位									
	24 外用薬	回									
	25 処方	1 回	42								
	26 麻薬	回									
	27 調剤	1 回	8								
3 0	3 1 皮下筋肉内	回									
	3 2 静脈内	回									
	3 3 その他	回									
4 0	処置	回									
5 0	手術・麻酔	回									
6 0	検査	回									
7 0	画像診断	回									
8 0	その他	回									
	他薬										
	請求点	※	決定点		一部負担金額	円					
		201	171								
					※高額療養費	円	※公費負担点数①	点	※公費負担点数②	点	

エチゾラム（デパス錠等）およびゾピクロン（アモバン錠等）については、平成28年10月14日から向精神薬に指定されたことに伴い、同年10月13日付け厚生労働省告示第365号をもって、同年11月1日より投薬量が30日分を限度とされる内服薬として定められています。

また、その概要については、平成28年10月13日付け厚生労働省通知保医発1013第1号「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正について」に記載されています。

【告示 平成28年10月13日付け厚生労働省告示第365号】

（略）療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月十四日から適用する。ただし、第二の規定は、平成二十八年十一月一日から適用する。

第一 （略）

第二 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を次のように改正する。

第十二号（一）口中（略）

第十二号（二）イ中「エスタゾラム」の下に「エチゾラム」を、「ジヒドロコデインリン酸塩」の下に「ゾピクロン」を加える。

【告示 平成18年3月6日付け厚生労働省告示第107号】

※平成28年10月13日付け厚生労働省告示第365号による改正後

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 （略）

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

（一）（略）

（二）療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ 内服薬

アルプラゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキシコドン塩酸塩、（略）、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン、ゾルピデム酒石酸塩、（略）

ロ 外用薬

（略）

ハ 注射薬

（略）

（三）（略）

【通知 平成28年10月13日付け厚生労働省通知保医発1013第1号】

1 改正の概要について

（2）エチゾラム及びゾピクロンについて、平成28年11月1日より、揭示事項等告示第10第2号（2）イに規定する投薬量が30日分を限度とされる内服薬として定めたものであること。

本事例については、エチゾラム（デパス錠0.5mg）が1処方につき60日分投薬されていますが、平成28年10月13日付け厚生労働省通知保医発1013第1号において、「エチゾラム及びゾピクロンについて、平成28年11月1日より、揭示事項等告示第10第2号（2）イに規定する投薬量が30日分を限度とされる内服薬として定めたもの」と記載されていることから、30日分が限度となりますのでご注意ください。